

(答申第108号)

(答申第109号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った第2-1-(1)から(3)までに掲げる3件の公文書公開請求に対する第2-3-(1)から(3)までに掲げる5件の公開決定及び部分公開決定は、いずれも妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

実施機関は、県営都市公園の指定管理に関し、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づく次の3件の公文書公開請求（以下これらを「本件請求」という。）を受けた。

- (1) 平成24年2月22日付け請求（以下「請求1」という。）
- (2) 平成24年3月5日付け請求（以下「請求2」という。）
- (3) 平成24年6月7日付け請求（以下「請求3」という。）

本件請求について実施機関が特定した対象公文書は、別紙一覧のとおりである。

2 第三者たる異議申立人への意見聴取

実施機関は、本件請求に対する公開・非公開の決定を検討するに当たり、条例第14条第1項の規定により、当該対象公文書中にその情報が記載されている異議申立人（異議申立人は、現行の指定管理者である。）に対し、請求1及び2について平成24年3月7日付け街公第757号により、請求3については平成24年6月19日付け街公第136号の3により、それぞれ意見書を提出する機会を付与した。

これに対し、異議申立人からは、請求1及び2については平成24年3月16日付けで、請求3については平成24年6月19日付けで、そのいずれについても、県が意見を求めた対象公文書の大半について「公開されると支障を生じる。」旨の意見書の提出がなされた。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、個人情報や、異議申立人の事業活動情報に該当する情報などの非公開情報を含む公文書については、それらの情報部分を非公開とした部分公開決定を、その余の公文書については全部公開決定を、それぞれ次のとおり行った（以下これらを「本件公開決定」という。）。

- (1) 請求1に対し 全部公開決定（平成24年3月30日付け 街公第426号）
部分公開決定（平成24年3月30日付け 街公第426号の2）
- (2) 請求2に対し 部分公開決定（平成24年3月30日付け 街公第424号）
- (3) 請求3に対し 部分公開決定（平成24年7月5日付け 街公第157号）
部分公開決定（平成24年7月5日付け 街公第157号の2）

なお、請求3に対しては、上記のほか、請求時点では県が保有していないことを理由とした非

公開決定処分が存在するが、本件異議申立ての対象外である。

4 異議申立て

異議申立人は、本件公開決定を不服として、請求1及び2に対する3件の公開決定については平成24年4月11日付けで、請求3に対する2件の公開決定については平成24年7月13日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

なお、上記異議申立てを受け、実施機関は、行政不服審査法第48条において準用する同法第35条の規定により、本件公開決定の執行停止をした。その後、対象公文書の一部について、県営都市公園の指定管理者の公募のために必要な情報として公表したことに伴い、当該執行停止の一部取消しを行った。

5 当審査会が審査すべき事項

本件公開決定のうち、実施機関が非公開とした部分については、実施機関及び異議申立人の間に対立はない。

従って、当審査会が審査すべき事項は、本件公開決定のうち、実施機関が非公開とした部分以外（つまり、公開すべきと決定した部分。以下「審査対象情報」という。）にも、なお、非公開とすべき情報が存するか否かである。

第3 異議申立ての審理の併合

上記のとおり、異議申立人は、本件公開決定に対する2件の異議申立てを、近接した期間内で前後して提起している。

そのいずれもが、一部の対象公文書が共通するなど、類似した内容の公開請求に関する決定に対し、同様の理由に基づき、非公開とすべきことを求めてなされたものである。

従って、当審査会は、これら2件の異議申立てを併合して審理した。

第4 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

実施機関の公開決定及び部分公開決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、審査会への意見書及び口頭意見陳述において主張する異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) いずれの請求案件についても、公開されると支障を生じる旨の意見書を提出したにも関わらず、実施機関は公開決定を行った。
- (2) 当社は平成15年から平成記念公園の施設運営を行っており、日常運営については9年間のノウハウがある。審査対象情報には、法人の運営方針や各種の事業活動を行う上での内部情報が網羅されており、これを公開することは、こうしたノウハウを晒すこととなり、事業運営及び事業活動が損なわれる。
- (3) 審査対象情報を含む対象公文書は、岐阜県情報公開条例第6条第3項の非公開事由である「公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利

益が損なわれると認められるもの」に該当する。

- (4) さらに、個人情報については、個人情報保護法があり、かつ岐阜県情報公開条例第6条第1号の非公開事由に該当する。
- (5) 情報公開請求者の使用目的が不明瞭で、公開された資料がどこまで一人歩きするかわからない。
- (6) 岐阜県との協定に基づき自ら整備した「平成記念公園の情報公開に関する規程」の第4条では、「この規程の定めるところにより文書等の公開を受けた者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用しなければならない」と定めている。
- (7) 今回の情報公開請求のタイミングは、平成25年4月以降の指定管理者更新のための一般公募が、本年6月頃から開始される直前ないし期間中であった。対象公文書には、法人のノウハウに基づき運営をしてきたものが集積されており、それらのタイミングでの公開は、公平公正であるべき指定管理者公募制の理念を逸脱する。
- (8) 当社は指定管理者として施設運営をしていく上で、一切の指定管理料を受領しておらず、当社の経営努力による入場者からの収益を以て、施設の健全な維持管理運営を行っている。

第5 実施機関の主張

実施機関が、公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、概ね次のとおりである。

- (1) 異議申立人の事業活動情報に該当すると認められる部分については条例第6条第3号該当として、個人情報は条例第6条第1号該当などとして、非公開とすべき部分は非公開としたうえで、本件処分を行っている。
- (2) 従って、審査対象情報には、さらに非公開とすべき情報は存在しない。
- (3) 異議申立人は、県へ提出した異議申立書においても、審査会へ提出した意見書においても、対象公文書のほとんどの内容が非公開情報である事業活動情報であることを単に主張しているに過ぎず、具体的に、審査対象情報のうちどの部分が事業活動情報に当たるのかを特定しようとはせず、さらには、それらを公開することにより、異議申立人の事業活動に具体的にどのような支障が生じるのかも述べていない。
- (4) そもそも、本件請求の対象公文書に記載されている情報は、県有施設である都市公園の指定管理に関するものである。指定管理は、県に代わって公の施設の管理及び運営を行うという極めて高い公共性を有し、その指定は、単なる県と指定管理者との契約ではなく、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定行為という行政処分により権限が付与されているものであって、その指定管理に関する情報の公開に対する社会的要請も高いことも、情報公開に当たっては考慮されるべきである。
- (5) 条例第25条の2では指定管理者の情報公開に関する努力義務規定が置かれており、その趣旨は「県の公の施設を管理する指定管理者については、公の施設を管理し、その利用という住民サービスの提供が業務の内容であることから、県に準じて、その業務について説明する責務がある」（岐阜県情報公開条例解釈運用基準）とされている。
- (6) 上記(4)及び(5)を踏まえ、現に異議申立人は、県との間で「平成記念公園管理運営協定書」を締結しており、当該協定書の第15条第4項において「乙（異議申立人）は、本業務に関して保有する情報について、県で定める基準に基づき、その公開に関する規程を整備し、公開を実施するものとする。」との取り決めをしている。当該条項を受け、異議申立人は、平成18年2月1日付けで「平成記念公園の情報公開

に関する規程」を定めており、その第6条第3号では、非公開情報からは「公園の管理に係るもの」は除くこととされている。すなわち、公園の管理に係る情報は、異議申立人が自ら定めた情報公開規程に従っても、事業活動情報であることを理由とする非公開情報には該当しない。

第6 当審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

- (1) 異議申立人の主張のうち、審査対象情報に個人情報（条例第6条第1号）が含まれているとの主張（第4-2-(4)）については、当審査会が確認したところ、個人情報は既に実施機関によって非公開とされており、審査対象情報に当該情報が残存しているとは認められなかった。
- (2) 次に、異議申立人の主張のうち、審査対象情報に異議申立人の事業活動情報（条例第6条第3号）が含まれているとの主張（第4-2-(2)及び(3)）について検討する。当審査会としては、事業活動情報に該当するか否かの判断は、当該条文に即した双方の主張の具体的内容を踏まえ、情報の公開によって得られる利益と非公開により得られる利益との比較衡量によるほかないと考える。
- (3) さらに、指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定行為という行政処分により県の財産である公の施設の管理業務を行わせるものであって、指定管理者の選定における透明性が確保されることや、指定管理者の業務内容等について県民に対する説明責任が果たされなければならないことは、当然の要請である。そうすると、指定管理に関する情報を非公開とする場合は、当該情報を公開することによって失われる利益について、より具体的かつ慎重な検討がなされなければならないものと考ええる。
- (4) 上記(2)及び(3)を踏まえて本件について見るに、異議申立書、審査会に対する意見書及び口頭意見陳述の場における異議申立人のいずれの主張を踏まえても、当審査会としては、審査対象情報に関し、その公開によって得られる利益を上回る程度の、非公開により得られる具体的な利益を認めることはできなかった。
- (5) 従って、当審査会としては、異議申立人の主張のうち、審査対象情報に、なお異議申立人の事業活動情報（条例第6条第3号）が含まれているとの主張については、これを認めることはできない。
- (6) 次に異議申立人は、異議申立人が指定管理料を受領していないことを主張する（第4-2-(8)）。指定管理の対象施設におけるサービス水準の維持・向上を図る必要性から、その達成の手段として、指定管理料や利用料金について、指定管理者へのインセンティブを与えることは、指定管理者制度における重要な手法のひとつである。しかし、インセンティブの付与により、指定管理者の施設運営における透明性の確保や施設の運営・管理についての説明責任が軽減されることはないというべきであって、指定管理料を受けず収益を上げることが非公開の理由となるかのごとき異議申立人の主張は、失当であるというほかない。
- (7) このほか、異議申立人は、提出した意見書の内容に反して本件決定が行われたこと（第4-2-(1)）、本件請求の経緯及び得られた情報の使途（第4-2-(5)から(7)まで）などを縷々主張するが、審査対象情報を非公開とすべき理由としては、いずれも失当である。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成24年5月1日	・平成24年4月11日付け異議申立について、実施機関から諮問を受けた。
平成24年5月31日	・実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成24年6月5日	・異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成24年6月25日	・異議申立人から意見書を受領した。
平成24年7月19日	・平成24年7月13日付け異議申立について、実施機関から諮問を受けた。
平成24年7月26日	・実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成24年7月27日	・異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成24年8月8日	・異議申立人から意見書を受領した。
平成24年8月2日 (第109回審査会)	・諮問事案の審議を行った。
平成24年8月31日 (第110回審査会)	・諮問事案の審議を行った。 ・実施機関から口頭意見陳述を受けた。
平成24年10月1日 (第111回審査会)	・諮問事案の審議を行った。 ・異議申立人から口頭意見陳述を受けた。
平成24年11月7日 (第112回審査会)	・諮問事案の審議を行った。
平成24年11月28日 (第113回審査会)	・諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)

●請求対象公文書 一覧

種類	通番	公文書の名称	請求1	請求2	請求3	決定内容	公募で抜粋提供
①指定申請書	1	指定申請書	○		○	部分公開	
②事業計画書	2	平成17年度 事業計画書	○			〃	
	3	平成18年度 事業計画書	○			〃	
	4	平成19年度 事業計画書	○			〃	
	5	平成20年度 事業計画書	○			〃	
	6	平成21年度 事業計画書	○			〃	
	7	平成22年度 事業計画書	○			〃	
	8	平成23年度 事業計画書	○			〃	
	9	平成24年度 事業計画書	○			〃	
	③事業報告書	10	平成20年度 事業報告書		○		〃
11		平成21年度 事業報告書	○	○	○	〃	○
12		平成22年度 事業報告書	○	○	○	〃	○
④決算報告書	13	平成20年度 決算報告書		○		〃	
	14	平成21年度 決算報告書	○	○	○	〃	
	15	平成22年度 決算報告書	○	○	○	〃	
⑤月次業務報告書	16	平成21年度 月次業務報告書(平成21年4月～平成22年3月)	○			〃	
	17	平成22年度 月次業務報告書(平成22年4月～平成23年3月)	○			〃	
	18	平成23年度 月次業務報告書(平成23年4月～平成24年1月)	○			〃	
⑥施設管理の評価報告書	19	平成21年度 県営公園事業評価委員会の開催結果について(第1回)	○			〃	
	20	平成21年度 県営公園事業評価委員会の開催結果について(第2回)	○			〃	
	21	平成22年度 県営公園事業評価委員会の開催結果について(第1回)	○			〃	
	22	平成22年度 県営公園事業評価委員会の開催結果について(第2回)	○			〃	
⑦監査報告書	23	財政的援助団体等の監査の結果について	○			全部公開	
	24	監査記録(H21, 22)	○			部分公開	
⑧現管理者が選定された経緯を示す文書	25	●●公園等に係る指定管理者の選定について	○			全部公開	
	26	岐阜県指定管理者審査委員会の審査結果概要について	○			部分公開	
	27	●●公園等に係る指定管理者の審査結果について	○			全部公開	
	28	指定管理者の指定に関する議案の提出について	○			〃	
	29	県議会において議決を経た案件について	○			〃	
	30	議案修正請求書の提出について	○			〃	
	31	県議会において議決を経た案件について	○			〃	
	32	指定管理者の指定について(世界淡水魚園、平成記念公園)	○			〃	